

資料

独立行政法人の一般競争入札における1者応札の状況

当委員会では、各府省評価委員会の契約の適正化に係る評価を検証するに当たり、評価対象期間中に法人が行った一般競争入札について、1者応札になった事案がある場合に、1者応札が生じた原因等を考慮することなく、単に1者応札であるという結果のみをもって指摘をするのは不十分又は公正を失するおそれがあると考へた。評価対象期間である平成19年度は、真にやむを得ないものを除き競争性のない随意契約から競争性のある契約へ移行しようとする政府全体の取組が本格的に始められた時期であり、いわば過渡期に当たる。そのため、法人の取組状況を個別に区分けしていくべきは、過去からの業務の継続の中で、十分な方針転換がなされていないものも、方針は転換したがその運用が不十分で必ずしも結果に結び付かなかったものもあるであろう。これらは、評価と必要な指摘を通じて、政府の方針の徹底に導くべきものである。他方において、業務又は契約の性質上不可避的に1者応札になったもの、方針に沿って適切に運用されたにもかかわらず偶然に1者応札となったものも存在し得ることも否定できない。しかしながら、その区分けをする方法は、確立しているとは言い難い。

そこで、当委員会は、取組初年である今回の二次評価においては、とりあえずの簡便な区分けの試みとして、横断的にみて、「特に1者応札となるものが多い」と言える法人を次の方法により抽出することとした。

- ① まず、公表データにより1者応札率が50%を超えている法人を抽出する。
なお、公表データとしては、各独立行政法人が平成20年7月に公表した「平成19年度における随意契約見直し計画のフォローアップ」のデータとして示されている一般競争入札における1者応札件数を用いた。
- ② 次に、独立行政法人の主たる事業の6類型^(注)ごとに平均の1者応札率を算出する。
- ③ ①で抽出された法人のうち、②で算出された平均1者応札率を上回っているものを抽出する。
- ④ ③に際し、主たる事業について、複数の類型に属するものは該当するすべての類型の平均1者応札率の中で最も高いものを上回る法人を抽出する。
③及び④で抽出された法人については、事業の性質に起因する傾向を勘案してもなお、それ以上に強い1者応札を招く傾向が推認できることになる。すなわち、「特に1者応札になるものが多い」ということになる。評価する立場とし

ては、少なくともこのような法人については、原因を探り、政府方針の徹底に導くべく、より厳格に評価する必要があり、また、1者応札という結果についてより明確な説明が求められるということになるわけである。したがって、そのような観点から評価が不足していると考えられるものについては、意見の中で個別に指摘することとした。

以上のような抽出作業の結果を図示したものを、以下に資料として取りまとめた。これをみると、平均1者応札率は、研究開発型では60.4%と50%を上回っているが、他の類型においては50%を下回っており、政策金融型では50%をかなり下回っている。これらが事業と契約の相関を示しているのか、今回看取されただけのものなのか、仮に相関を示しているとしてその意義をどうとらえるかは、もとより、直ちに結論が得られるものではなく、今後、個々の契約についての評価等を得ながら、分析する必要がある。

なお、1者応札についてのるべき評価の視点については、当委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チームが平成20年9月5日付け「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」で示したとおり「応札者が1者のみであるものなどがある場合において、契約における競争性・透明性の確保の観点から、必要に応じ、評価委員会自らが監事等によるチェックプロセスのフォローを行っているか」という視点であり、上述の作業によって抽出されるか否か、また、今回個別に指摘したか否かにかかわらず、有効であるので、改めてここに指摘し、各府省の評価委員会の適切な評価を求めるものである。

(注) この類型については、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針について」(平成19年8月10日閣議決定)において示されている6類型(公共事業執行型、助成事業等執行型、資産債務型、研究開発型、特定事業執行型、政策金融型)を用いているが、類型が重複している法人がある。

公共事業執行型



公共事業執行型	法人名	類型重複	一般競争入札件数	1者応札件数	1者応札率
					1者応札率
1 (国) 水資源機構		公・資	576	359	62.3%
2 (国) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構		公・資	587	129	22.0%
3 (農) 緑資源機構			238	42	17.6%
4 (国) 都市再生機構		公・資	357	37	10.4%
件数合計、平均1者応札率 (1者応札件数合計／一般競争入札件数合計)			1,758	567	32.3%

(注) 1 本表は「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)の事務・事業の類型及び各独立行政法人の平成19年度における随意契約見直し計画のオローラップに基づき、当委員会が作成した。なお、当該類型においては、法人が主たる事業として実施するものが挙げられている。
 2 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」における「公共事業執行型」とは、道路、ダム、市街地の整備改善等社会資本の整備(公共事業)を行っている法人の類型である。
 3 網掛けの法人は、1者応札率が50%を超えるかつ当該法人類型の平均の1者応札率を超過している法人である。
 4 類型重複の欄は、次のとおりの意味を表し、重複している類型を示している。
 公:公共事業執行型、助:助成事業等執行型、資:資産債務型、研:研究開発型、特:特定事業執行型、政:政策金融型
 5 1者応札率とは、一般競争入札件数のうち、応札者が1者である件数の割合をいふ。
 6 法人名欄の()内は次のとおりの意味を表し、それぞれ当該法人の所管府省を示す。
 (内):内閣府、(総):総務省、(外):外務省、(財):財務省、(文):文部科学省、(厚):厚生労働省、(農):農林水産省、(経):経済産業省、
 (国):国土交通省、(環):環境省、(防):防衛省